

事 務 連 絡
令和2年9月25日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁消防・救急課

PFOS含有泡消火薬剤に関する調査結果等について（情報提供）

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、別添の「PFOS含有泡消火薬剤に関する調査結果等について」（令和2年9月25日付け環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室事務連絡。以下「環境省事務連絡」という。）のとおり連絡がありました。

PFOS含有泡消火薬剤については、「PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新について」（令和2年6月1日付け消防消第164号消防庁消防・救急課長通知。以下「消防庁通知」という。）により、PFOS含有泡消火薬剤を保有する消防機関等において、令和4年度末に更新完了する計画を策定して頂いているところですが、環境省事務連絡の内容を確認頂き、引き続き、PFOS非含有泡消火薬剤への代替を進めるとともに、PFOS含有泡消火薬剤を適正に管理していただきますようお願いいたします。

また、消防庁通知にてお知らせしたPFOAとその塩及びPFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定等について、現在、関係省により検討が進められているところですが、今般、新たな検討スケジュールが示されました（下記ホームページ参照）。泡消火薬剤の調達に際しては、調達予定の泡消火薬剤が規制対象物質を含むか否かについて、調達業者に確認のうえ、適切にご対応頂くようお願いいたします。

消防庁においても、これらの動向について新たな情報が入り次第、随時、情報提供してまいります。

都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

- ・ ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの再変更について（報告）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000668037.pdf>（厚生労働省ホームページ）

【事務担当】

消防庁消防・救急課

警防係

TEL 03-5253-7522

FAX 03-5253-7532

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

事務連絡
令和2年9月25日

各省庁担当官 殿
消火装置工業会 ご担当者 殿

環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課化学物質審査室

PFOS含有泡消火薬剤に関する調査結果等について

環境保健行政の推進については、日頃より、格別の御協力をいただきましてありがとうございます。

「POPs条約国内実施計画改定に向けたPFOS含有泡消火薬剤に関する調査について（依頼）（環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室、令和2年1月23日付事務連絡）」において依頼させていただきましたPFOS又はその塩が使用されている泡消火薬剤の在庫品につきまして、調査結果をとりまとめましたのでお知らせいたします。PFOSによる環境汚染を防止していくため、今後ともPFOS非含有泡消火薬剤への代替を進めるとともに、PFOS含有泡消火薬剤を適正に管理していただきますようお願いいたします。

記

1 調査対象

PFOS又はその塩が使用されている泡消火薬剤の在庫品を調査対象といたしました。

2 調査結果概要

消防施設、空港、自衛隊関連施設、石油コンビナート等、その他の5項目に分けて集計を行いました。全国合計の泡消火薬剤量は338.8万L、PFOS含有量は17.82tとなりました。泡消火薬剤量としては、前回の平成28年調査時396.4万Lから約15%減少しておりますが、引き続き、PFOS含有泡消火薬剤が市中に多く残されている実態が明らかになりました。結果の詳細は別添1のとおりです。

3 関係者への周知依頼

今回の調査結果についてPFOS含有泡消火薬剤を業として取り扱う関係者の皆さまに送付いただくとともに、別添2・3の資料を参照し、PFOS非含有泡消火薬剤への代替を進めるとともに、PFOS含有泡消火薬剤を適正に管理していただきますようお願い申し上げます。

4 環境省の今後の取組について

環境省においては、今後、PFOSによる環境汚染を防止していくとともに、PFOS非含有泡消火薬剤への代替を促進していくため、代替等に関する課題を把握する調査を行ってまいりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

別添 1 在庫量調査結果一覽表

別添2 PFOS 含有泡消火薬剤等の取扱い及び処理に関するパンフレット

別添3 PFOS 含有泡消火薬剤等に関する技術基準省令

【連絡先】環境省大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課化学物質審査室

(担当 ,)

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5521-8253

F A X : 03-3581-3370

E-mail : <[REDACTED]>

> [REDACTED] <

令和2年度PFOS含有泡消火薬剤等全国在庫量調査結果(泡消火薬剤量)

都道府県名	泡消火薬剤設置量 単位:L					
	計	消防機関	空港	自衛隊関連施設	石油コンビナート等	その他
北海道	79,617	23,678	29,745	12,474	11,400	2,320
青森県	42,128	12,980	0	29,148	0	0
岩手県	5,200	1,900	2,300	0	0	1,000
宮城県	88,506	65,143	4,895	6,282	1,600	10,586
秋田県	3,194	960	0	392	0	1,842
山形県	13,589	3,465	7,500	564	0	2,060
福島県	9,390	1,560	1,560	0	0	6,270
茨城県	61,144	29,848	0	9,476	9,700	12,120
栃木県	2,560	0	0	300	0	2,260
群馬県	26,500	0	0	0	25,500	1,000
埼玉県	53,310	4,460	0	10,940	3,129	34,781
千葉県	453,546	353,350	2,990	10,406	47,500	39,300
東京都	280,081	2,020	6,208	17,253	0	254,600
神奈川県	319,294	110,370	0	42,981	35,410	130,533
新潟県	104,081	39,260	5,970	1,041	48,830	8,980
富山県	44,205	12,389	0	36	28,080	3,700
石川県	36,578	1,960	0	11,760	0	22,858
福井県	5,922	4,200	0	0	0	1,722
山梨県	2,706	1,140	0	6	0	1,560
長野県	14,883	7,419	0	0	0	7,464
岐阜県	10,563	220	0	3,330	0	7,013
静岡県	42,820	11,854	0	11,166	16,800	3,000
愛知県	316,385	168,616	4,000	1,906	68,702	73,161
三重県	193,680	42,660	0	3,820	145,300	1,900
滋賀県	7,452	200	0	12	940	6,300
京都府	35,441	0	0	27,656	95	7,690
大阪府	310,579	136,033	475	0	122,972	51,099
兵庫県	126,880	34,720	0	164	65,168	26,828
奈良県	5,300	1,960	0	0	0	3,340
和歌山県	6,440	4,200	0	0	200	2,040
鳥取県	4,400	2,000	1,200	0	0	1,200
島根県	12,258	200	9,320	520	0	2,218
岡山県	184,150	55,760	3,380	0	118,610	6,400
広島県	161,371	7,560	4,510	71,267	49,170	28,864
山口県	63,776	32,374	4,540	5,860	18,441	2,561
徳島県	2,119	959	0	1,160	0	0
香川県	3,964	0	3,364	0	0	600
愛媛県	18,580	200	3,360	0	5,400	9,620
高知県	5,630	50	4,380	0	0	1,200
福岡県	52,596	360	7,894	4,742	26,160	13,440
佐賀県	1,600	1,600	0	0	0	0
長崎県	49,412	20	5,850	41,092	2,450	0
熊本県	9,106	0	3,680	3,040	0	2,386
大分県	25,786	6,000	3,850	136	15,000	800
宮崎県	18,210	270	2,440	15,500	0	0
鹿児島県	24,923	7,240	7,520	5,163	4,000	1,000
沖縄県	48,344	440	10,804	30,050	0	7,050
合計	3,388,199	1,191,598	141,735	379,643	870,557	804,666

(備考)

消 防 機 関 : 消防庁が都道府県を通じて全ての消防本部に対して調査を実施。2019年12月1日現在。

空 港 : 国土交通省が国管理、地方管理、会社管理の各空港に対して調査を実施。2019年12月末現在。

自 衛 隊 関 連 施 設 : 防衛省が自衛隊の駐屯地、基地、艦船等に対して調査を実施。2020年3月末現在。

石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 : 経済産業省が業界団体を通じて関係企業に調査を実施。2019年12月末現在。

そ の 他 : 環境省が(一社)日本消火装置工業会の協力を得て調査を実施。2020年1月末現在。このほか、各省から提出された上記以外のものを含む。

※当該調査結果は、調査時点において特定されているものであり、今後の調査によって新たに特定される可能性がある。

令和2年度PFOS含有泡消火薬剤等全国在庫量調査結果(PFOS含有量)

都道府県名	設置量(PFOS又はその塩換算) 単位:kg					
	計	消防機関	空港	自衛隊関連施設	石油コンビナート等	その他
北海道	356.426	21.031	284.233	30.637	2.885	17.640
青森県	306.286	2.707	0	303.579	0	0
岩手県	28.001	2.368	21.269	0	0	4.364
宮城県	339.565	36.657	68.027	131.278	0.864	102.739
秋田県	40.416	13.651	0	7.609	0	19.157
山形県	53.683	23.415	22.590	1.404	0	6.274
福島県	50.405	1.689	7.614	0	0	41.102
茨城県	187.231	17.602	0	58.382	13.878	97.369
栃木県	21.955	0	0	6.300	0	15.655
群馬県	236.993	0	0	0	230.215	6.779
埼玉県	435.868	35.085	0	10.334	1.405	389.045
千葉県	1192.766	657.291	20.834	71.482	166.960	276.199
東京都	3006.640	19.772	102.386	76.329	0	2808.153
神奈川県	2166.574	653.753	0	372.063	18.790	1121.968
新潟県	947.040	671.369	39.145	8.649	121.018	106.859
富山県	122.988	27.071	0	0.031	50.039	45.847
石川県	383.972	1.192	0	246.960	0	135.820
福井県	5.106	5.018	0	0	0	0.088
山梨県	10.802	6.915	0	0.005	0	3.882
長野県	101.008	38.544	0	0	0	62.464
岐阜県	76.677	3.336	0	3.312	0	70.029
静岡県	203.376	27.822	0	160.869	2.080	12.604
愛知県	1269.559	308.717	27.872	2.178	41.411	889.382
三重県	192.883	23.036	0	57.176	100.472	12.198
滋賀県	46.185	1.394	0	0.052	0.811	43.928
京都府	287.223	0	0	227.127	0.082	60.014
大阪府	1249.404	189.325	2.902	0	744.316	312.860
兵庫県	251.198	29.749	0	0.675	26.746	194.029
奈良県	22.858	1.689	0	0	0	21.169
和歌山県	12.506	0.252	0	0	0.110	12.144
鳥取県	42.959	0.894	24.642	0	0	17.423
島根県	187.158	0.873	145.862	0.861	0	39.562
岡山県	287.066	29.573	54.206	0	142.160	61.127
広島県	1329.138	15.005	38.366	1042.247	26.552	206.968
山口県	226.106	59.877	47.474	60.881	43.785	14.089
徳島県	7.283	0.382	0	6.902	0	0
香川県	37.284	0	34.666	0	0	2.619
愛媛県	196.607	2.797	32.228	0	36.629	124.953
高知県	99.775	0.027	75.671	0	0	24.077
福岡県	217.411	0.128	102.483	17.074	14.403	83.323
佐賀県	33.600	33.600	0	0	0	0
長崎県	558.601	0.420	70.217	437.653	50.312	0
熊本県	60.597	0	15.880	20.962	0	23.755
大分県	118.428	34.094	29.450	0.162	51.230	3.491
宮崎県	331.854	1.881	26.228	303.745	0	0
鹿児島県	125.196	7.692	76.885	8.382	27.872	4.364
沖縄県	354.918	4.215	66.403	161.204	0	123.096
合計	17819.575	3011.906	1437.533	3836.505	1915.023	7618.608

消火器等の適切な

取扱い・処理をお願いします。

PFOSを含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について

○PFOS含有消火器等の取扱いにあたっては、化学物質の審査及び規制に関する法律（化審法）に基づき、**屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務**があるので、点検や訓練の際には注意が必要です。

○PFOS含有消火器等の廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、及びPFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（技術的留意事項）に基づき、**適正に処理**することが必要です。

○PFOSによる環境汚染を未然に防止するため、点検等の機会をとらえて、可能な限り、PFOS含有消火器等の代替製品への切替えをお願いします。

御覧頂きたい方々

【化審法に基づく規制の対象となる取扱事業者の例】

- ・消防組織法に基づく消防機関
- ・消火器・泡消火設備の点検事業者（消防設備士・消防設備点検資格者等）
- ・石油コンビナート、防衛省各地基地、空港施設^{※1}

※1 その他、突如と、泡消火設備等の消火設備を設置し、訓練、点検を行っている等消防機関と同等の業務を行っているものとみなすことができる者

【廃棄物処理法に基づく義務の対象となる排出事業者の例】

- ・上記の取扱事業者に加えて、解体事業者、消火器・泡消火設備の設置者

PFOSを含有する消火器・泡消火薬剤等の 取扱い及び処理について

目次

1 PFOSとは？ 1

2 PFOSに関する法令等 2, 3

3 PFOS含有消火器等の取扱い技術基準等 4

4 PFOS含有廃棄物の収集運搬・処分 5

問い合わせ先 6

1 PFOSとは？

PFOSの用途

PFOSは、撥水撥油性、低表面張力、非粘着性及び低腐蝕性の特性を有しており、半導体用反射防止剤、レジスト、金属メッキのミスト防止剤、泡消火薬剤等を製造する際に、それぞれの用途により0.0005～15.0%程度の範囲で添加されてきました。

PFOSの性質

PFOSは、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有しており、残留性有機汚染物質(POPs)に指定され、隣国に向けて国際的な規制がなされています。また、日本でも化学物質審査規制法^{※2}の第一種特定化学物質に指定されており、2010年4月よりPFOS含有製品の製造・使用等が事実上禁止となりました。

※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

PFOSの有害性

PFOSの有害性については、動物試験において発がん性、慢性毒性等が確認されており、中長期的に体内に蓄積されることによる健康への影響が懸念されています。
PFOSを第一種特定化学物質に指定した際の検討資料及びPFOSの有害性に関する知見については、以下を御参照下さい。

- ・化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する化学物質に係る中央環境審議会の審議結果について
<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/oshirase/cop4pops01.pdf>
- ・化学物質の環境リスク評価 第6巻
<http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/index.html> (ヘルフルオロオクタンフルボノン酸及びその塩)

対象となる消火器・消火薬剤等

規制対象となる消火器・消火薬剤等は、

PFOSを含有する消火器、消火器用消火薬剤、泡消火薬剤です。

PFOSを含有する消火器や泡消火設備等については、以下のホームページで御確認ください。
(社)日本消火器工業会HP <http://www.jfema.or.jp/>
(一社)日本消火装置工業会HP <http://www.shosoko.or.jp/>



図: 消火器用消火薬剤

2 PFOSに関する法令等

取扱上の技術基準や表示義務

化学物質審査規制法^{※2}

環境への排出を抑制するための取扱上の技術基準や表示義務(4ページで詳しく説明)

保管	移替え	表示
漏出処理措置	点検	訓練等における措置
帳簿	譲渡・提供	

関係法令

- ◆平成23年3月31日付 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第9条の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令
- ◆平成23年3月31日付 PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第9条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項 厚生労働省・経済産業省 環境省告示第6号

※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

PFOS廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

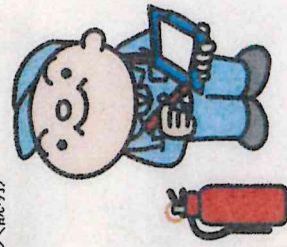
廃棄物処理法^{※3}

法律や技術的留意事項に従った適正な処理の確保(5ページで詳しく説明)

処理
廃棄物の保管方法 委託処理
収集運搬

関係法令

- ◆平成23年3月31日付 PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項
- ※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



3 PFOS含有消火器等の取扱い技術基準等

排出量・移動量の届出義務

化学物質排出把握管理促進法^{※4}

PRTR制度

下記条件に合致する泡消火薬剤の所有者（点検事業者は該当しない）に対して、泡消火薬剤を排出又は移動する際に課せられる届出義務。違反した場合は、20万円以下の罰金に処されます。

- ①化学工業等、政令で指定する24種類の業種に属する事業者
- ②常時使用する従業員数が2人以上の事業者
- ③PFOSの年間取扱量が1トン以上の事業所を有する事業者等、又は廃棄物処理法^{※5}で定める特定の施設を設置している事業者

※4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

化審法省令の施行に伴い、PFOS含有泡消火設備の点検基準の一部が改正

消防法

PFOS含有泡消火設備への適用

点検基準の改正

機能を維持するための措置^{※5}が講じられている場合は、泡放射の分布等の点検を行う必要はありません。

泡消火薬剤の混合使用

点検や火災等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合、適合が確認されている泡消火薬剤^{※6}に限って、混合使用することができず。

※5 機能を維持するための措置及び適合が確認されている泡消火薬剤については、（一社）日本消防設備工業会「PFOS含有泡消火薬剤混合警告パンフレット」をご参照ください。

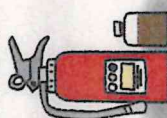
関係法令

- ◆昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件
- ◆平成22年9月15日付 PFOSを含有する消火薬剤の混合使用について（消防予第416号）

化学物質審査規制法に従い適切な取扱いや表示を行う必要があります。

保管の形態によって取扱いが異なります。次の区分に従って適合すべき基準を遵守してください。

区分	対象製品
[A]	消火器及び消火薬剤が充填された消火設備
[B]	消火薬剤等（ポリ容器等入りの状態） 汚染物（PFOSが付着している布、その他の不燃物）



対象:[B]

保管

- ・密閉式の堅固な容器（例:ポリタンク）で保管する。
- ・屋内で床がコンクリートや合成樹脂等の場所に保管する。

表示

容器と保管している場所の見やすいところに、消火薬剤が保管している旨の表示をする。

点検

- ・容器について定期的（例：半年に1回）に点検をする。
- ・異常が認められる場合は、速やかに修理する。
- ・点検の結果について記録する。記録は作成日から5年間保存する。

帳簿

- ・事業所ごとに保管枚数を記載した帳簿を作成する。
- ・帳簿は、最後に記入した日から5年間保存する。

移替え

消火薬剤の移替えの際、飛散・流出の防止に努める。

対象:[A]・[B]

漏出処理措置

保管時や移替えの際に、漏出した場合は、漏出拡大防止、消火薬剤の回収、回収時の汚染物の密閉保管する。

※4 PFOS含有消火薬剤、同消火剤水溶液、それらを含むワニス等の廃棄等

訓練等における措置

点検・訓練において消火薬剤を放出した際、放出した消火薬剤を回収し、回収時の汚染物を密閉保管する。

譲渡・提供

他者への譲渡・提供にあたっては、表示告示で定められた事項を表示する。

罰則について

改善命令を行ったにもかかわらず、上記の義務（取扱上の技術基準の適合義務）及び「起源・提供する場合の表示義務」を果たしていない場合、6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。

4 PFOS含有廃棄物の収集運搬・処分

PFOSを含有する液状又は固形状の廃棄物については、廃棄物処理法に従って適正に処理する必要があります。

廃棄物の保管場所

PFOS含有廃棄物を保管することが必要となった場合には、当該PFOS含有廃棄物を適切に保管する必要があります。

- ・周囲に囲いが設けられていること
- ・見やすい箇所に下記に掲げる事項を表示した掲示版が設けられていること
 - PFOS含有廃棄物の保管場所である旨
 - 保管するPFOS含有廃棄物の種類
 - 積み上げ高さ
 - 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - その他必要事項
- ・関係者以外が容易に立ち入ることができない場所に保管すること
- ・雨水等によるPFOS含有廃棄物等の流出を防止するため、屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること
- ・なすみの生息や蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ・PFOS含有廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること

委託処理

PFOS含有廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物処理法に従って適切に処理することが必要です。

- ・PFOS含有廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合には、PFOS含有廃棄物の取扱いに関し十分な知識及び技術を有する者であることを確認すること
- ・委託契約については、PFOS含有廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法の関係する規定を遵守して締結すること。
- ・排出事業者は、処理業者に対してあらかじめ以下の事項を通知すること。
 - ①PFOS含有廃棄物であること
 - ②数量
 - ③種類・性状
 - ④荷姿
- ・PFOS含有廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - (製品安全データシート(MSDS)等により取り扱う際の注意事項を把握した上で、廃棄物は除く提供に関するガイドライン(MSDSガイドライン)等を使用する。)

収集運搬

収集、運搬時の飛散、流出及び暴露を防止する観点から、PFOS含有廃棄物の性状等を踏まえ、以下の事項にも留意する必要があります。

- ・PFOS含有廃棄物は、それぞれの状態に応じて、可能な限り分別して保管(運搬)容器への収納作業を行うこと。
- ・積み込み及び積卸し時には、運搬容器を破損しないように、注意深く荷役を行うこと。
- ・積み込み及び積卸し時に、立会いを行う者や作業従事者は、容器からの内容物の漏洩及び容器の損傷等の有無を目視により確認すること。
- ・PFOS含有廃棄物の収集運搬車両等には、運搬時の事故に際して適切な措置を講じるために必要な物品を携行し、又は必要な設備を備え付けること。

メモ

問い合わせ先

環境省 総合環境政策局 総務省消防庁予防課
環境保健部 企画課 化学物質審査室 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel. 03-5253-5111(代表)
Tel. 03-3581-3351(代表) Fax: 03-5253-7533
E-mail: chemi@env.go.jp
http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

(平成二十二年九月三日総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)

最終改正 平成三十年三月三十日

総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消火器等 消火器、消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。

二 泡消火薬剤等 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。

三 取扱事業者 業として消火器等を使用する者その他の業として消火器等を取り扱う者をいう。

四 汚染物 PFOS又はその塩を含む廃液又はPFOS又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。

(泡消火薬剤等の保管)

第二条 取扱事業者は、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器(消防の用に供する貯蔵槽及び消火器を除く。以下同じ。)を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一 泡消火薬剤等又は汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であつて、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収めること。

二 雨水等による泡消火薬剤等の流出を防止するため、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

(容器等の表示)

第三条 取扱事業者は、泡消火薬剤等を入れた容器を保管するときは、泡消火薬剤等を入れた容器及び保管している場所の見やすい箇所に、それぞれ当該容器及び当該場所に泡消火薬剤等を保管している旨を表示しなければならない。

2 取扱事業者は、汚染物を入れた容器を保管するときは、汚染物を入れた容器の見やすい箇所に、当該容器に汚染物を保管している旨を表示しなければならない。

(泡消火薬剤等の移替え)

第四条 取扱事業者は、泡消火薬剤等の移替えを行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 泡消火薬剤等の移替えはポンプ等により行うこと。

二 泡消火薬剤等の飛散又は流出する量が最少の量となるよう、泡消火薬剤等の移替えに係る容器に受皿を設ける等必要な措置を講ずること。

三 泡消火薬剤等が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。

四 泡消火薬剤等の地下浸透を防止するため、泡消火薬剤等の移替えは床面がコンクリートである場所又は合成樹脂等により被覆された場所等で行うよう努めること。

五 泡消火薬剤等の移替えに使用したポンプ等又は保管に使用された空の容器は、洗浄し、又は布等でふき取ること。

六 前号の洗浄に用いた水又はふき取った布等は、密閉できる容器に入れて保管すること。

(容器等の点検)

第五条 取扱事業者は、泡消火薬剤等を入れた容器等について次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。

一 容器から泡消火薬剤等が漏出していないこと。

二 容器に損傷又は腐食が生じていないこと。

三 床面等にひび割れがないこと。

2 取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において泡消火薬剤等を入れた容器等に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

3 取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

(漏出処理措置)

第六条 取扱事業者は、消火器等を保管する場合又は泡消火薬剤等の移替えを行う場合において、泡消火薬剤等が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二 漏出した泡消火薬剤等について回収するよう努めること。

三 回収した泡消火薬剤等又は泡消火薬剤等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管すること。

四 前三号に掲げるもののほか、漏出した泡消火薬剤等を取り扱うに当たって必要と認められる措置を講ずること。

(帳簿)

第七条 取扱事業者は、事業所ごとに、泡消火薬剤等の保管数量を記載した帳簿を作成しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを最終の記入をした日から五年間保存しなければならない。

(訓練等における措置)

第八条 取扱事業者は、消火器等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収しなければならない。

2 取扱事業者は、前項により回収した泡消火薬剤等又は泡消火薬剤等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日総務省・厚生労働省・経済産業

省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日総務省・厚生労働省・経済産業省

・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。